

岳南排水路管理組合地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

1 目的

本計画は、地球温暖化防止に資するため、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、岳南排水路管理組合の事務事業に伴って排出される二酸化炭素等の温室効果ガスの削減を図ることを目的としています。

2 計画の期間及び基準年度

本計画の計画期間は、平成 28 年度から平成 32 年度の 5 年間とし、温室効果ガス総排出量の実績を算定した直近の年度である平成 26 年度を削減目標の基準年度とします。

3 計画の対象範囲

法令で定められている 7 種類のガス及び原因となる行為のうち下表に示すものを対象とします。二酸化炭素以外の 6 種類のガスについては、岳南排水路管理組合の事務事業には該当する活動がないため、対象から除外します。なお、法令の改正、岳南排水路管理組合における排出原因活動の変化により、必要に応じ見直します。

温室効果ガス及び原因となる行為

	温室効果ガス	原因となる行為
対象	二酸化炭素	燃料の使用（公用車）：ガソリン 燃料の使用（施設）：A 重油 外部から供給された電気の使用（自家発電は除く）
対象外	メタン	なし
	一酸化二窒素	なし
	ハイドロフルオロカーボン（HFC）	なし
	パーフルオロカーボン（PFC）	なし
	六ふっ化硫黄	なし
	三ふっ化窒素	なし

4 削減目標

温室効果ガス排出量について、基準年度（平成 26 年度）の実績値に比べ、平成 32 年度までに以下のとおり削減することを目標とします。

温室効果ガス総排出量の削減目標

基準年度（平成 26 年度） 温室効果ガス 排出量実績値（t - CO2）	目標年度（平成 32 年度）削減目標	
	排出量（t - CO2）	増減率（%）
72.5	65.3	-10.0%

5 取り組み内容

削減目標を達成するため、富士市の「富士市地球温暖化対策実行計画（事務事業編第二期計画）」で定める取り組みを準用します。

6 結果の公表

実行計画（事務事業編）の取組結果については、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第 21 条の規定に基づき、年に 1 回公表します。

公表内容は、下記のとおりとします。

基準年度及び前年度における温室効果ガス総排出量

前年度総排出量の増減理由と実施した取り組みの内容等

7 計画・方針の見直し

実行計画（事務事業編）は 5 年ごとに見直すこととし、平成 32 年度に計画の見直しを行います。